

市政記者クラブ 様

子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課
河村、岩月（電話：972-3978）
中央児童相談所
鈴木、水野（電話：757-6111(代)）

令和7年度名古屋市児童相談所相談実績等の概要について

本市の児童相談所では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を家庭その他から受け、子どもの福祉を図り、その権利を守るための援助を行っています。このたび、令和7年度の相談実績がまとまりましたので、お知らせします。

令和7年度児童虐待相談対応における傾向

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は3,652件で、前年度の3,371件と比べ281件（8.3%）増加し、高止まりの状況が続いています。
- 児童相談所に寄せられる虐待相談の経路は、警察が1,850件で最も多く、全体の50.7%を占めています
- 虐待の種別は、心理的虐待が2,062件で最も多く、全体の56.5%を占めています。
- 被虐待児の一時保護件数は1,213件で、前年度の1,191件と比べ22件（1.8%）増加し、高止まりの状況が続いています。

令和7年度 名古屋市児童相談所相談実績等の概要

1 相談対応件数

令和6年度と比べると、全体の相談対応件数は9.8%増、虐待相談対応件数は8.3%増とともに増加しました。

(単位：件)

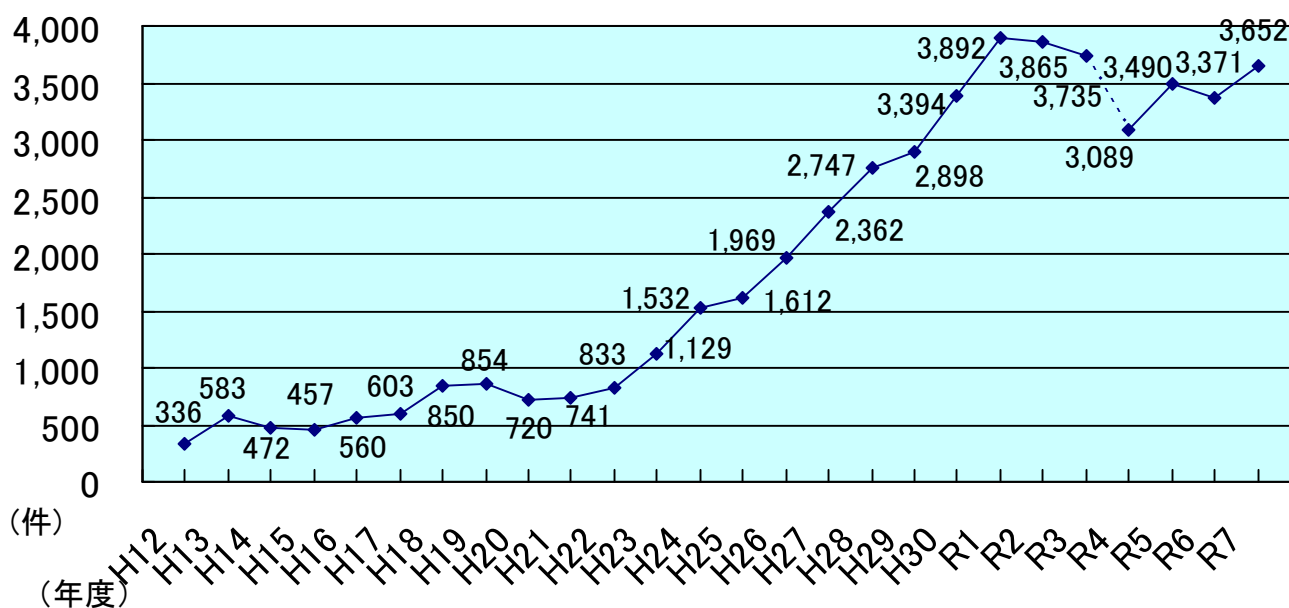
区分	令和6年度	令和7年度	増減
養護相談 [虐待相談再掲]	5,897 [3,371]	6,543 [3,652]	646 (11.0%増) [281(8.3%増)]
障害相談	170	127	▲43 (25.3%減)
非行相談	244	275	31 (12.7%増)
育成相談	510	386	▲124 (24.3%減)
その他	152	326	174 (114.5%増)
計	6,973	7,657	684 (9.8%増)

※ 「その他」は、諸機関からの照会や詳細な内容に至るまでに相談が終了したもの等、各区分に分類できないもの。

2 児童虐待に関する相談対応件数

(1) 児童虐待相談対応件数の推移（児童虐待の防止等に関する法律施行以降）

児童虐待相談対応件数は3,652件で、前年度から281件増となりました。



※ 令和3年度以前は新規受付相談及び過年度からの継続相談への対応件数であり、令和4年度以降は新規受付相談への対応件数。

(2) 主な相談経路

令和6年度と同様に、警察からの相談が最も多く、全体の約5割を占めました。

(単位：件)

区 分	令和6年度			令和7年度		
家族	118	(3.5%)	【4】	168	(4.6%)	【4】
親族	45	(1.3%)	【8】	32	(0.9%)	【9】
近隣・知人	431	(12.8%)	【3】	410	(11.2%)	【3】
児童本人	35	(1.0%)	【9】	50	(1.4%)	【8】
福祉事務所	58	(1.7%)	【7】	87	(2.4%)	【7】
児童委員	2	(0.1%)	【11】	8	(0.2%)	【11】
保健センター	25	(0.8%)	【10】	14	(0.4%)	【10】
医療機関	98	(2.9%)	【5】	110	(3.0%)	【6】
児童福祉施設	82	(2.4%)	【6】	135	(3.7%)	【5】
警察	1,774	(52.6%)	【1】	1,850	(50.7%)	【1】
学校等	522	(15.5%)	【2】	520	(14.2%)	【2】
その他	181	(5.4%)	—	268	(7.3%)	—
計	3,371			3,652		

※ 「その他」は、他都市の児童相談所、なごやっ子SOS（電話相談）等。

※ 【 】 囲みの数字は、各年度において多い方から並べた場合の順位。

(3) 主たる虐待者について

令和6年度と同様に、主たる虐待者は実母が最も多く、続いて実父となりました。

(単位：件)

区 分	令和6年度		令和7年度	
実父	1,265	(37.5%)	1,405	(38.5%)
実父以外の父親	152	(4.5%)	155	(4.2%)
実母	1,904	(56.5%)	2,012	(55.1%)
実母以外の母親	8	(0.2%)	17	(0.5%)
その他	42	(1.3%)	63	(1.7%)
計	3,371		3,652	

※ 「その他」は、祖父母、叔父叔母等。

(4) 虐待の種別

令和6年度と同様に、心理的虐待が最も多く、全体の約6割を占めました。

(単位：件)

区 分	令和6年度	令和7年度
心理的虐待	2,029 (60.2%)	2,062 (56.5%)
ネグレクト	460 (13.7%)	564 (15.4%)
身体的虐待	851 (25.2%)	990 (27.1%)
性的虐待	31 (0.9%)	36 (1.0%)
計	3,371	3,652

(5) 被虐待児童の年齢の状況

令和6年度と同様に、未就学児(0歳から学齢前児童)の割合が全体の約4割となりました。

(単位：件)

区 分	令和6年度	令和7年度
0歳から3歳未満	569 (16.9%)	618 (16.9%)
3歳以上学齢前児童	693 (20.5%)	767 (21.0%)
小学生	1,191 (35.3%)	1,290 (35.3%)
中学生	582 (17.3%)	605 (16.6%)
高校生・その他	336 (10.0%)	372 (10.2%)
計	3,371	3,652

※ 「その他」は専門学校生、就労等。

(6) 被虐待児童の年齢別・虐待の種別

全ての年齢区分において、最も多いのは心理的虐待でした。

(単位：件)

区 分	心理的虐待	ネグレクト	身体的虐待	性的虐待	計
0歳から3歳未満	461	96	60	1	618
3歳以上学齢前児童	479	114	171	3	767
小学生	664	225	391	10	1,290
中学生	268	92	230	15	605
高校生・その他	190	37	138	7	372
計	2,062	564	990	36	3,652

※ 「その他」は専門学校生、就労等。

(7) 対応状況について

対応状況の各区分の割合は、令和6年度と概ね同じでした。

(単位：件)

区 分	令和6年度	令和7年度
面接指導等	3,282 (97.4%)	3,546 (97.1%)
児童福祉施設へ入所	68 (2.0%)	86 (2.4%)
里親等委託	21 (0.6%)	20 (0.5%)
計	3,371	3,652

(8) 被虐待児の一時保護実施状況

被虐待児の一時保護件数は、令和6年度から22件増加しました。

区 分	令和6年度	令和7年度
被虐待児の一時保護件数	1,191件	1,213件
延べ日数	39,309日	38,969日
(参考)	一時保護総件数	2,089件
	延べ日数	66,465日

(9) 児童福祉法第28条（家裁の承認を得て行う施設入所措置）の申立て状況

令和7年度の申立件数は22件となりました。

区 分	令和6年度	令和7年度
申立て件数	9件	22件
児 童 数	11人	24人

※ 児童福祉法第28条は、保護者が子どもを虐待するなど、保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害すると判断され、施設入所の措置を行おうとしても親権者が反対の意思表示をしている場合には、家庭裁判所の承認を得て、施設入所の措置をとることができるかと定めています。

(10) 児童福祉法第33条（家裁の承認を得て行う一時保護延長）の申立て状況

令和7年度の申立件数は35件となりました。

区 分	令和6年度	令和7年度
申立て件数	9件	35件
児 童 数	9人	35人

※ 児童福祉法第33条は、親権者の意思に反して、2か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないと定めています。

(11) 児童福祉法第 33 条の 7（親権喪失等）の申立て状況

令和 7 年度は親権停止にかかる審判を 2 件申立てました。 (単位：件)

区 分	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
親権喪失	1	1
親権停止	1	2
管理権喪失	0	0

※ 児童福祉法第 33 条の 7 は、民法上の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求について、児童相談所長も行うことができると定めています。

(12) 出頭要求等の件数

令和 7 年度は出頭要求を 7 件実施しました。 (単位：件)

区 分	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
出頭要求	6	7
立入調査	0	5
再出頭要求	0	0
臨検・搜索	0	0

※ 児童虐待の防止等に関する法律は、児童虐待の通告への対応に万全を期すため、児童相談所長に対し、より実効性のある安全確認手段として、保護者に対する出頭要求、子どもの居所等への立入調査、裁判所の許可状に基づく臨検・搜索等の制度を設けています。

3 被措置児童等虐待通告受理の状況

令和 7 年度の児童入所施設等における被措置児童等虐待の通告受理は 3 件でした。

(単位：件)

年 度	受理件数	内 訳			
		調査済み			調査中
			虐待該当	非該当	
令和 6 年度	11	11	5	6	0
令和 7 年度	3	3	1	2	0

※ 児童福祉法第 33 条の 10 で規定された被措置児童等虐待のうち、児童が入所する施設及び里親・ファミリーホームに委託された児童にかかる件数を取り上げています。